

資料 2

練馬区国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）について

1 所掌事項等

| | 練馬区国民保護対策本部 | 東京都国民保護対策本部 (参考) | 備 考 |
|----|--|--|---|
| 役割 | 練馬区の区域において練馬区が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 | 都、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が東京都の区域において実施する国民保護措置を総合的に推進する。 | 国民保護法第 27 条 「総合的推進」とは対策本部の各部がそれぞれ実施する措置が的確かつ迅速に実施されるように調整すること |
| 構成 | 本部長 練馬区長 本部員 助役、教育長、練馬区の区域を管轄する消防吏員、区職員のうち本部員に任命された者 | 本部長 都知事 本部員 副知事、教育長、警視總監、消防總監、都職員のうち本部員に任命された者 | 国民保護法第 28 条 左記の構成のほか詳細は、国民保護法第 35 条で計画事項とされている。 練馬区は区の国民保護計画策定後に区条例施行規則に明記する予定。 |
| 権限 | 練馬区の区域内の国民保護措置に関する総合調整 都の対策本部長に対する総合調整の要請 国の対策本部長の総合調整について、都の対策本部長がおこなう要請の求め 国の対策本部長または都の対策本部長への情報提供の求め 関係機関への国民保護措置実施状況の報告または資料の求め 教育委員会に対する措置の実施の求め | 都の区域内の国民保護措置に関する総合調整 国の対策本部長に対する総合調整の要請 対策本部への職員（指定行政機関、指定公共機関、防衛庁、区市町村）の派遣の求め 国の対策本部長へ情報提供の求め 関係機関へ国民保護措置実施状況の報告または資料の求め 警視庁および教育委員会に対する措置の実施の求め | 国民保護法第 29 条 「総合調整」とは関係機関相互間の調整を意味する。 |

2 根拠規定

国民保護法第 27 条、同法第 28 条、同法第 29 条

練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例（裏面参照）

練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月20日

練馬区条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、練馬区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）および練馬区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）および国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室および部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室および部に属すべき保護本部の職員は、練馬区規則で定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を総括し、保護本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他練馬区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

(準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、練馬区緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。